

IP通信網サービス契約約款 別冊ドットフォンサービス 【現改比較表】 2026年2月6日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

(令和7年10月1日現在)

目次 (略)

第1章～別記 (略)

料金表

通則 (略)

1～4 (略)

4の2 3の規定による定額利用料等の日割のうち、次の料金の算出に当たっては、
その料金を合算して適用します。

(1) 削除

(2) 料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）

2（第2種ドットフォン契約に係るもの）の2-2-2（ユニバーサルサービス料）及び2-
2-2-1（電話リレーサービス料）に規定する料金

(3) 削除

5～14 (略)

(令和8年3月1日現在)

目次 (略)

第1章～別記 (略)

料金表

通則 (略)

1～4 (略)

4の2 3の規定による定額利用料等の日割のうち、次の料金の算出に当たっては、
その料金を合算して適用します。

(1) 削除

(2) 料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）

2（第2種ドットフォン契約に係るもの）の2-2-2（電話ユニバーサルサービス料）及び
2-2-2-1（電話リレーサービス料）に規定する料金

(3) 削除

5～14 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 削除

2 第2種ドットフォン契約に係るもの

2-1 適用

区分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) <u>ユニバーサルサービス料</u> 及び電話リレーサービス料の適用	2-2-2に規定する <u>ユニバーサルサービス料</u> 及び2-2-1に規定する電話リレーサービス料は、IP電話番号（附加機能（番号送出機能とします。）を利用する追加番号を含みます。）1番号ごとに適用します。
(3) ~ (6) (略)	(略)

2-2 料金額

2-2-1 (略)

2-2-2 ユニバーサルサービス利用料

区分	単位	料金額
<u>ユニバーサルサービス料</u>	1のIP電話番号ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額（基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額）

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ（<https://www.tca.or.jp/universalservice/>）で公表します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 削除

2 第2種ドットフォン契約に係るもの

2-1 適用

区分	内 容
(4) (略)	(略)
(5) <u>電話ユニバーサルサービス料</u> 及び電話リレーサービス料の適用	2-2-2に規定する <u>電話ユニバーサルサービス料</u> 及び2-2-1に規定する電話リレーサービス料は、IP電話番号（附加機能（番号送出機能とします。）を利用する追加番号を含みます。）1番号ごとに適用します。
(6) ~ (6) (略)	(略)

2-2 料金額

2-2-1 (略)

2-2-2 電話ユニバーサルサービス利用料

区分	単位	料金額
<u>電話ユニバーサルサービス料</u>	1のIP電話番号ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額（基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額）

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ（<https://www.tca.or.jp/universalservice/>）で公表します。

2-2-2-1～2-2-5 (略)

3 削除

第2 削除

第2表～第3表 (略)

2-2-2-1～2-2-5 (略)

3 削除

第2 削除

第2表～第3表 (略)

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編

附 則 (令和8年2月3日 C A S 1サ第000400010005-01号)

この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。